

## イノシシ等被害防止対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、イノシシ等被害防止事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号）（以下「規則」とする。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、イノシシ等の被害防止対策に必要な補助金を交付することにより、農林水産業者が安心して生産活動を行い、及び市民が安心した生活できるようにし、もって本市の農林水産業の振興及び生活環境の保全を図ることを目的として交付する。

(補助事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表第1欄に掲げる事業とする。

(補助対象事業者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、別表第1欄に掲げる補助事業の区分に応じ、同表第2欄に掲げる者とする。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第1欄に掲げる補助事業の区分に応じ、同表第4欄に掲げる経費とする。

(補助金の算定等)

第6条 本補助金の額は、別表第1欄に掲げる経費から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額（以下「補助対象経費」という。）に同表第3欄に掲げる補助率等を乗じて得た額以内、ただし、鳥取市鳥獣害対策協議会支援事業については消費税及び地方消費税を含む額で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請の時期等)

第7条 補助事業のうち次の事業については、規則第4条に定める申請書の提出の時期及び手続きは、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 網・わな猟免許取得事業の実施を希望する補助事業者は、鳥取県内において実施される狩猟免許試験の受付締切日までに様式第1号に必要な添付書類を添えて届出をしなければならない。当該試験の合格発表後、様式第2号に必要な書類を添えて本補助金の交付を申請するものとする。

(2) 有害鳥獣捕獲担い手育成事業の実施を希望する補助事業者は、鳥取県内で実施される狩猟免許試験の受付締切日までに様式第1号に必要な書類を添えて届出をしなければならない。第1種狩猟免許及び銃砲所持許可の取得後、様式第2号に必要な書類を添えて本補助金の交付を申請するものとする。

(3) 鳥獣捕獲技術向上対策事業の実施を希望する補助事業者は、事業着手の30日

前までに様式第1号に必要な添付書類を添えて届出をしなければならない。当該事業の実施完了後に様式第2号に必要な書類を添えて本補助金の交付を申請するものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年6月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年12月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年5月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年5月18日に改正し、平成18年度事業から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月16日に改正し、平成20年度事業から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年3月9日から施行し、平成21年10月1日以降に実施した事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年8月31日から施行し、平成23年4月1日以降に実施した事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年6月25日から施行し、平成25年4月1日以降に実施した事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月18日から施行し、平成26年4月1日以降に実施した事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月17日から施行し、平成27年4月1日以降に実施した事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月5日から施行し、平成30年4月1日以降に実施した事

業から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年5月17日から施行し、平成31年4月1日以降に実施した事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年6月30日から施行し、令和2年4月1日以降に実施した事業から適用する。

別表（第3条、第4条、第5条、第6条関係）

| 1 補助対象事業        | 2 補助対象事業者  | 3 補助率   | 4 補助対象経費  | 5 摘要   |
|-----------------|--|---|---|--|
| 捕獲用具の設置事業       |  |   | <p>カラス捕獲器の購入経費については、機器購入費又は市が設定する価格の額のいずれか低い額とする。</p> <p>ただし、機器を自作して設置する場合は、材料費のみを対象とし、上限額を1基につき100,000円とする。</p>  | <p>1 農業協同組合等とは、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合をいい、農業者等で組織する団体とは、農業者、林業者、漁業者で組織する団体をいう。</p> <p>2 イノシシ等被害対策協議会とは、次の要件を全て満たす組織とする。</p> <p>（1）農業集落が組織的・主体的にイノシシ等の捕獲、侵入防止柵の設置等被害対策を推進するため設置する組織であること。</p> <p>（2）組織に代表者を1名配置し、組織の所在地を明確にしているものであること。</p> <p>3 市長が特別に認める農業者とは、鳥取県鳥獣被害総合対策事業事務取扱要領（平成18年3月31日制定）の第2の1に定めるものとする。</p> <p>4 鳥取県鳥獣被害総合対策事業費補助金交付要綱（平成18年3月28日制定）の適用を受ける事業の補助金の額は、第6条の規定に関わらず、補助対象経費に補助率を乗じて得た額に1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。</p> <p>5 侵入防止柵とは、電気柵、ワイヤーメッシュ柵、金網柵、防鳥網、テグスのいずれか単一種類のもの及び、ワイヤーメッシュ柵（又は金網柵）と電気柵（又は網）による複合柵とする。</p> <p>6 既存の侵入防止柵の機能の向上とは、次のとおりとする。</p> <p>(1)シカ対策のために、電気柵の高さ及び段数、若しくはワイヤーメッシュ柵（又は金網柵）の高さを増強するもの。</p> <p>(2)中・小型獣対策のため、ワイヤーメッシュ柵（又は金網柵）に網目の小さいワイヤーメッシュ（又は金網）を重ね合わせるもの。</p> <p>(3)電気柵又はワイヤーメッシュ（又は金網）を追加し複合柵とするもの。</p> |
| 有害鳥獣侵入防止柵設置事業   | <p>1 農業協同組合等</p> <p>2 農業者等で組織する団体</p> <p>3 イノシシ等被害対策協議会</p> <p>4 鳥取市鳥獣害対策協議会</p> <p>5 認定農業者</p> <p>6 認定新規就農者</p> <p>7 市長が特別に認める農業者</p> | <p>2/3</p> <p>（ただし、特別な事情があるものとして市長が別に定める地区にあっては、10/10）</p>          | <p>侵入防止柵を新規に整備するため又は既存の侵入防止柵の機能の向上や設置範囲の拡大等の改善を行うために要する経費については、資材の購入費又は市が設定する価格の額のいずれか低い額とする。</p>   | <p>6 既存の侵入防止柵の機能の向上とは、次のとおりとする。</p> <p>(1)シカ対策のために、電気柵の高さ及び段数、若しくはワイヤーメッシュ柵（又は金網柵）の高さを増強するもの。</p> <p>(2)中・小型獣対策のため、ワイヤーメッシュ柵（又は金網柵）に網目の小さいワイヤーメッシュ（又は金網）を重ね合わせるもの。</p> <p>(3)電気柵又はワイヤーメッシュ（又は金網）を追加し複合柵とするもの。</p>  |
|                 | 非農家で組織する団体   | 1/2   |   | 侵入防止柵については、上記のとおりとする。  |
| 鳥取市鳥獣害対策協議会支援事業 | 鳥取市鳥獣害対策協議会  | <p>1/3以下</p> <hr style="border-top: 1px dashed red;"/> <p>1/2以上</p> | <p>鳥獣被害防止総合支援事業（国事業）の整備事業に要する経費。</p> <hr style="border-top: 1px dashed red;"/> <p>鳥獣被害防止総合支援事業（国事業）の推進事業に要する経費及び協議会の運営事務費。</p>  |  |
| 有害鳥獣被害対策事業      | <p>(1)農業協同組合</p> <p>(2)農業者で組織する団体</p> <p>(3)鳥獣による被害を受けている自治会の長又は住民の代表者</p>   | <p>1/2</p> <hr style="border-top: 1px dashed red;"/> <p>2/3</p>     | <p>看板作製又は忌避剤購入のための消耗品費。</p> <hr style="border-top: 1px dashed red;"/> <p>周辺環境を改善するために要する経費(営巣木伐採経費等)。</p> <p>有害鳥獣の追い払いにかかる用具に要する経費。</p>   | <p>ツキノワグマに係るものを除く</p> <hr style="border-top: 1px dashed red;"/> <p>被害を受けている鳥獣の種類は問わない。</p> <p>追い払いにかかる用具は、エアソフトガン及びエアソフトガン用弾・スリングショット・ロケット花火及び動物駆逐用煙火並びにそれらの発射装置とする。</p>   |
| 網・わな猟免許取得事業     | イノシシ等被害対策協議会   | 10/10   | <p>1 網・わなによる有害鳥獣捕獲許可を受けるために必要な、網・わな猟免許の取得に要する次に掲げる経費については、実支出額又は市が設定する価格の額のいずれか低い額とする。</p> <p>(1)証明写真代</p> <p>(2)診断書料</p> <p>(3)受験手数料</p> <p>(4)保険料</p> <p>(5)猟友会会費</p> <p>(6)狩猟者養成講習会テキスト代</p> <p>(7)その他必要と認められるもの</p> <p>2 網・わな猟免許の更新に必要な次に掲げる経費については、実支出額又は市が設定する価格の額のいずれか低い額とする。</p> <p>ただし、網・わな猟免許を初めて取得した日から起算して2回目の更新までとする。</p> <p>(1)証明写真代</p> <p>(2)診断書料</p> <p>(3)更新講習受講手数料</p> <p>(4)保険料</p> <p>(5)猟友会会費</p> <p>(6)狩猟者養成講習会テキスト代</p> <p>(7)その他必要と認められるもの</p> | <p>1 保険料とは、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第67条第2項第1号で示されている、網又はわなを用いた鳥獣捕獲に係る事故を対象とする損害保険契約1件に要する費用とする。</p> <p>2 猟友会会費とは、一般社団法人鳥取県猟友会への加入に係る費用とする。</p> <p>3 イノシシ等被害対策協議会とは、上記のとおりとする。</p>  |

| 1 補助対象事業       | 2 補助対象事業者  | 3 補助率 | 4 補助対象経費   | 5 摘要   |
|----------------|--|-------|--|--|
| 有害鳥獣捕獲担い手育成事業  | 新規に散弾銃の銃砲所持許可及び第1種狩猟免許を取得した者                                       | 10/10 | <p>新規に散弾銃の銃砲所持許可及び第1種狩猟免許を取得するために要する次に掲げる経費については、実支出額又は市が設定する価格の額のいずれか低い額とする。</p> <p>1 銃砲所持許可取得経費<br/> (1) 初心者講習会経費（受講料・証明写真代）<br/> (2) 射撃講習経費（申請手数料・診断書料・戸籍抄本及び住民票の写し等交付手数料・射撃教習料・実包購入代100個以内、火薬類譲受許可申請手数料・射場までの交通費）<br/> (3) 所持許可申請経費（申請手数料・診断書料・戸籍抄本及び住民票の写し等交付手数料・証明写真代・身分証明書交付手数料）<br/> (4) その他必要と認められるもの</p> <p>2 第1種狩猟免許取得経費<br/> (1) 免許取得経費（受験手数料・診断書料・証明写真代・保険料・猟友会会費、狩猟者養成講習会受講用テキスト代、受験票返送用切手代）<br/> (2) その他必要と認められるもの</p>  | <p>1 新規に銃砲所持許可及び第1種狩猟免許を取得し、本補助金の交付を受けようとする者は、第7条第2項に基づく届出に住所を管轄する「自治組織代表者及び猟友会代表者」から銃器による鳥獣捕獲従事者として適格者である旨を記載した推薦書を添付すること。</p> <p>2 射場までの交通費は、職員等の旅費に関する条例第6条第2項及び第5項に該当するものを対象とする。ただし、これに係る経費の証憑書類が申請書に添付されない場合は、職員等の旅費の支給に関する規則第9条の2第2項に規定する額に申請者の住所地番から射場までの往復行程距離を乗じて算出した額を交通費とする。（以下同様とする。）</p> <p>3 保険料とは、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第67条第2項第1号で示されている、銃器を用いた鳥獣捕獲に係る事故を対象とする損害保険契約1件に要する費用とする。</p> <p>4 猟友会会費とは、一般社団法人鳥取県猟友会への加入に係る費用とする。</p> <p>5 鳥獣捕獲業務（有害鳥獣捕獲）に従事する第1種狩猟免許取得者とは、本要綱第7条第2項に基づく届出の日から直近1年の間に、銃器による鳥獣捕獲業務（有害鳥獣捕獲）に従事したことがある者とする。</p> |
| 有害鳥獣捕獲技術向上対策事業 | 鳥獣捕獲業務（有害鳥獣捕獲）に従事する第1種狩猟免許取得者及びこれらで組織する団体                          | 10/10 | <p>1 銃砲所持許可の更新に要する次に掲げる経費の額又は次に掲げる経費について、実支出額又は市が設定する価格の額のいずれか低い額とする。<br/> (1) 技能講習（散弾銃・ライフル銃）のための射場までの交通費<br/> (2) 技能講習（散弾銃）に使用した散弾銃の実包購入費<br/> 練習用25発、講習用25発の計50発を上限とする。<br/> ただし、技能講習通知書により指示された数量がこれを超える場合は、その数量を上限として適用する。<br/> (3) 技能講習（ライフル銃）に使用したライフル実包購入費<br/> 練習用10発、講習用20発の計30発を上限とする。<br/> ただし、技能講習通知書により指示された数量がこれを超える場合は、その数量を上限として適用する。</p> <p>2 射撃練習及び射撃講習会を実施するために要する次に掲げる経費について、実支出額又は市が設定する価格の額のいずれか低い額とする。<br/> ただし、1人当たり年2回実施分までを対象とし、空気銃は対象外とする。<br/> (1) 射撃練習及び射撃講習会を実施する射場までの交通費<br/> (2) 射場への入場料<br/> (3) 散弾銃を使用する場合の次に掲げる経費<br/> ア 1ラウンド分の標的代<br/> イ 散弾銃の実包代。トラップ射撃は一人50発、スキート射撃は一人25発を上限とし、このいずれかの種目を対象とする。<br/> (4) ライフル銃を使用する場合の次に掲げる経費<br/> ア 1ラウンド分の標的代<br/> イ ライフルの実包代。一人30発を上限とする。<br/> (5) その他必要と認められるもの</p> | <p>1 射撃練習とは、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第10条の2第1項に規定する指定射撃場において当該銃器による射撃の練習をいう。</p> <p>2 散弾銃でスラッグ弾又はサボットスラッグ弾を使用してライフル射場での射撃練習又は射撃講習会を行う場合は、ライフル銃を使用する経費として扱うものとする。ただし、実包代については散弾銃の実包単価を補助基準とする。</p> <p>3 鳥獣捕獲業務（有害鳥獣捕獲）に従事する第1種狩猟免許取得者とは、本要綱第7条第3項に基づく届出の日から直近1年の間に、銃器による鳥獣捕獲業務（有害鳥獣捕獲）に従事したことがある者とする。</p>   |
| 集落づくり推進支援対策事業  | <p>1 農業者等で組織する団体</p> <p>2 イノシシ等被害対策協議会</p> <p>3 自治会又は集落で組織する団体</p> | 10/10 | <p>鳥獣被害対策の普及・推進のために地域ぐるみで実施する事業に要する経費のうち、次に掲げる経費。なお、1申請につき300,000円を上限とする。<br/> (1) 現地調査、研修会、検討会等の開催に係る経費<br/> (2) 餌付け要因の除去、藪の刈払い、侵入防止柵の見回り・修繕に係る経費</p>   | <p>1 農業者等が組織する団体とは、上記のとおりとする。</p> <p>2 イノシシ等被害対策協議会とは、上記のとおりとする。</p>   |

鳥取市長 様

【申請団体及び申請者】

住 所 :

団 体 名 :

(代表者)

氏 名 :

印

## 事業計画届出書

この度、下記の事業について補助金の交付を受けたいので、イノシシ等被害防止対策事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、事業計画を提出します。

### 記

1. 事業名 イノシシ等被害防止対策事業
- (有害鳥獣捕獲担い手育成事業)
  - (網・わな猟免許取得事業)
  - (有害鳥獣捕獲技術向上対策事業)

### 添付書類

- 事業計画書 (別紙のとおり)
- 推薦書 ※第1種狩猟免許新規取得の場合のみ  
(住所地を所管する自治会長及び猟友会長のもの)
- その他の書類  
( )

(別紙)

## 事業計画書

**事業実施主体**

住 所:

団 体 名:

(代表者)

氏 名:

Ⓜ

連 絡 先:

| 種別             | 内容                   | 希望人数 | 摘要             |
|----------------|----------------------|------|----------------|
| 有害鳥獣捕獲担い手育成事業  | 第1種狩猟免許及び銃砲所持許可の新規取得 | 人    | 散弾銃に限る         |
|                | 第1種狩猟免許更新            | 人    | 新規取得から2回目の更新まで |
| 網・わな猟免許取得事業    | 網猟免許新規取得             | 人    |                |
|                | 網猟免許更新               | 人    | 新規取得から2回目の更新まで |
|                | わな猟免許新規取得            | 人    |                |
|                | わな猟免許更新              | 人    | 新規取得から2回目の更新まで |
| 有害鳥獣捕獲技術向上対策事業 | 射撃練習又は射撃講習会          | 人    | ライフル           |
|                |                      | 人    | 散弾銃            |
|                | 銃砲所持許可更新に係る技能講習      | 人    | ライフル           |
|                |                      | 人    | 散弾銃            |

※1 有害鳥獣担い手育成事業及び網・わな猟免許取得事業については、合格した場合のみ免許取得又は更新に係る経費を補助対象とする。

※2 射撃練習又は射撃講習会については延べ参加予定人数を記入すること。

令和 年 月 日

鳥取市長 様

申請団体及び申請者

住 所 :

団 体 名 :

(代表者)

氏 名 :

印

## 補助金等交付申請書

令和 年 月 日付けで届出をした事業計画書に基づく、下記事業の補助金の交付を受けたいので、鳥取市補助金等交付規則第4条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

### 記

|          |  |
|----------|--|
| 補助事業等の名称 | 令和 年度イノシシ被害対策事業補助金<br><input type="checkbox"/> (有害鳥獣捕獲担い手育成事業)<br><input type="checkbox"/> (網・わな猟免許取得事業)<br><input type="checkbox"/> (有害鳥獣捕獲技術向上対策事業)  |
| 事業実績額    | 金 円  |
| 交付申請額    | 金 円  |
| 添付書類     | 1 事業実績書<br>2 収支実績書<br>3 支出に関する証憑書類<br>4 その他必要な書類<br><input type="checkbox"/> 網・わな猟免許の取得を証するもの<br><input type="checkbox"/> 第1種狩猟免許の取得を証するもの<br><input type="checkbox"/> 銃砲の所持許可の取得を証するもの<br><input type="checkbox"/> その他 ( )<br>( ) |